

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	26
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	26
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	27
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	28

目次

道企業局管理規程

○北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道企業局庶務規程の一部を改正する規程.....	2
○北海道企業局職員給与規程の一部を改正する規程.....	2

道企業局告示

○特地部局及びその級別の指定.....	2
---------------------	---

道人事委員会規則

○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則.....	3
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則を廃止する規則.....	5
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	20
○宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則.....	21
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	21
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	22
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....	23
○管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則.....	24
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則.....	24
○地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....	25
○医療職給料表の適用を受けることとなる警察職員の給料の切替えに関する規則.....	25
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	25
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	26

道 企 業 局 管 理 規 程

北海道企業管理規程第 1 号

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3 月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

北海道企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（昭和39年北海道企業局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「執務時間」の次の「、」を「及び」に改め「及び休息时间」を削除する。

附 則

この規程は平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道企業管理規程第 2 号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3 月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和52年北海道企業局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 2 の表中の「苫小牧地区第二工業用水道」を「苫小牧地区第二及び東部地区工業用水道」と改め、「苫小牧東部地区第一工業用水道」を削除する。

附 則

この規程は平成19年 4 月 1 日から施行する。

北海道企業管理規程第 3 号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和52年北海道企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 工業用水道事業会計勘定科目表固定資産の表中		「 苦小牧地区 第二工業用水道 苦小牧東部地区 第一工業用水道 」		を
「 苦小牧地区 第二及び東部 地区工業用水道 」	に改め、	「 苦小牧地区 工業用水道 改修建設仮勘定 」	の次に	「 石狩湾新港地域 工業用水道 配水管移設 建設仮勘定 」

加える。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

北海道企業管理規程第4号

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業局処務規程の一部を改正する規程

北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第7条(5)中「200万円未満の工事」の次に「又は製造の請負及び160万円未満の財産の買入れ」を加える。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

北海道企業管理規程第5号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中 「職員の給料の月額に別表第2の2に掲げる支給区分に応じた次の表に掲げる割合を乗じて得た」及び表を「管理職員の属する職務の級における最高の号棒の給料月額の100分の25を超えない範囲内で管理者が定める」に改める。

第9条中 「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

2 管理職手当の月額は、第7条の2第2項の定めに関わらず、当分の間、人事委員会規則で定める額とする。

道 企 業 局 告 示**北海道企業局告示第5号**

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）第16条に規定する特高出先機関及びその級別は、次のとおりとし、平成19年4月1日から適用する。

この告示による改正後の企業職員級別区分による級別にかかわらず、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成19年人事委員会規則7-1118）附則第2項から第11項までに規定する道職員の例による。

なお平成10年4月1日北海道企業局告示第2号（特高出先機関及びその級別指定）は、廃止する。

平成19年3月30日

北海道公営企業管理者 梶 本 孝 博

特高出先機関及びその級別指定

所 在 地	出 先 機 関 名	級別区分
深川市鷹泊	鷹泊発電管理事務所	2
士別市朝日町登和里3739番地	天塩川発電管理事務所	1

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1119

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則 7-6）の一部を次のように改正する。

別表第1（その1）教育職給料表（大学）の欄を削り、同表備考第1項を削り、同表備考第2項中「第5条第1項第2号に規定する教育職給料表」を「第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表⁽¹⁾」に改め、同項を備考第1項とし、同表備考第3項中「とは、」の次に「学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表⁽²⁾及び」を加え、同項を備考第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 この表中「医療職給料表⁽³⁾」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表⁽³⁾（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。

別表第1（その2）教育職給料表（大学）の欄を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7-1120

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-27）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び結核」を削り、同条第2項中「第3号の場合 150円」を削る。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、この規定により支給されないこととなる同表右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しないものとする。

第13条第1項の表を次のように改める。

精神保健等業務手当（条例第20条第1項第2号又は第4号に規定する業務に係るものに限る。）	防疫救治作業手当
防疫救治作業手当	精神保健等業務手当（条例第20条第1項第3号に規定する業務に係るものに限る。）
病理細菌等業務手当（条例第23条の2第1項第1号に規定する業務に係るものに限る。）	防疫救治作業手当 精神保健等業務手当（条例第20条第1項第3号に規定する業務に係るものに限る。）
犬取扱等業務手当（条例第10条の4第1項第2号の解剖検査の業務に係るものに限る。）	病理細菌等業務手当（条例第23条の2第1項第1号に規定する業務に係るものに限る。）

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

防疫救治作業区分表

作業区分	第1号	第2号
患者の移送	感染症予防法第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症	
(1) 患者又は患者の消毒又は訪問指導 (2) 診療又は看護	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症並びに黄熱	
検診又は戸口調査	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症	
汚染又は汚染のおそれのある物件の処理又は消毒	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症並びに家畜伝染病	
感染症若しくは家畜伝染病の発生時又は発生のおそれ	感染症予防法第6条第2項から第4項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症	家畜伝染病（狂犬病を除く。）

のある場合における殺虫又は殺鼠		
(1) 患畜の畜舎の消毒その他まん延防止のための防疫処理 (2) 患畜の診療検案、とちく検査又は病性検定材料採取	家畜伝染病	
狂犬病発生時における犬の捕獲	狂犬病	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1121

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員は、」の次に「北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下この条において「給与条例」という。）第2条第2号に規定する教育職員のうち、中等教育学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに」を加え、同項第1号中「北海道学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条第2項第3号中「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第3条第2項」を「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）」に改める。

第2条の3の表学校の欄中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、

同表高等学校の項の次に次のように加える。

中等教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事
--------	-------------------------

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1122

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「昭和27年北海道条例第75号」の次に「。以下「道職員給与条例」という。」を、「昭和29年北海道条例第34号」の次に「。以下「警察職員給与条例」という。」を加える。

別表第1教育職給料表（大学）の欄を削り、同表備考第1項を削り、同表備考第2項中「）第5条第1項第2号に規定する教育職給料表」を「。以下「学校職員給与条例」という。）第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)」に改め、同項を備考第1項とし、同表備考第3項中「とは、」の次に「学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び」を加え、同項を備考第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 この表中「医療職給料表(3)」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1123

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）の一部を次のように改正する。
第2条第5号中「高等学校」の次に「又は中等教育学校」を加え、同条第7号の3中「第

2条第18項」を「第2条第19項」に改める。

第3条第3項中「又は中学校」を「若しくは中学校又は中等教育学校」に改める。

第7条中「及び中学校」を「、中学校及び中等教育学校」に改める。

別表第2（注）第4項中「第2条第18項」を「第2条第19項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1124

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第5ア医療職給料表⁽¹⁾」を「別表第4ア医療職給料表⁽¹⁾」に改め、同条第2項中「及び別表第3教育職給料表（以下「大学教育職給料表」という。）」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1125

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条において」を「以下」に改め、「昭和27年北海道条例第79号」の次に「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を加える。

別表第1道立病院（人事委員会の定める道立病院に限る。）及び札幌医科大学附属病院の項中「及び札幌医科大学附属病院」を削り、同項第1号中「（(6)に掲げる者を除く。）」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「（(10)に掲げる者を除く。）」を削り、同号を第4号とし、同項中第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号及び第11号を削り、同表中札幌医科大学の項を削り、同表北海道立の盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表市町村立の小学校及び中学校の項第1号中「特殊学級」を

「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同表市町村立の養護学校の項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第2大学教育職給料表の項を削り、同表備考第1項を削り、同表備考第2項中「北海道学校職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表」を「学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表⁽¹⁾」に改め、同項を備考第1項とし、同表備考第3項中「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例」を「学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表⁽²⁾及び市町村立学校職員給与条例」に、「同表」を「それらの表の」に改め、同項を備考第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 「医療職給料表⁽³⁾」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表⁽³⁾（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1126

札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則を廃止する規則

札幌医科大学の学長の給料月額を定める規則（北海道人事委員会規則7-227）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1127

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。
第2条の見出し中「の範囲」を「範囲及び区分」に改め、同条中「の規定により」を「に規定する」に、「別表中欄」を「別表第1」に改め、同条の次に次の1項を加える。

2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職（同表中その区分について人事委員会が

別に定めることとされている職を除く。)のうち人事委員会が別に定める職にあっては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より1段高い区分とすることができる。

第3条を次のように改める。

(管理職手当の月額)

第3条 前条第1項に規定する職にある職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。

以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の月額欄に定める額とする。

2 前条第1項に規定する職にある職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第3の管理職手当の月額欄に定める額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める再任用職員にあっては、その額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項の規定について規定する場合において同じ。）の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

第4条を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

ア 知事

組 織	職	区 分
本庁	部長 職員監 参事監 部次長 局長 局次長 室長（部又は局に置かれる 室の長に限る。） 技監	1 種

知事室次長
会計管理者
北方領土対策本部長

課長
参事
医療参事
医療指導参事
首席普及指導員
総務業務センター長
文書館長
行政情報センター所長
収用委員会事務局長
北方領土対策本部副本部長
道政相談センター所長
パスポートセンター所長

2 種

室長（課に置かれる室の長に限る。）

3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）

総括文書専門員

3 種

主幹
主任技師（人事委員会の定めるものに限る。）
職業訓練指導主事
総括普及指導員
船長

4 種

副船長
機関長

5 種

支庁

支庁長
副支庁長

1 種

部長
参事

2 種

道税事務所長

2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4 種）

課長（水産室長及び北方領土対策室長を含む。）
主幹
道税事務所課長
道税事務所主幹
耕地出張所長

4 種

		商工労働事務所長 耕地出張所次長	5 種
		水産技術普及指導所長 水産技術普及指導所主幹	6 種
	保健福祉事務所	部長 医療参事	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
		部次長 副部長	3 種
		支所長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
		分室長	4 種
		課長（人事委員会の定めるものに限る。） 主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4 種又は 6 種）
		社会福祉事務出張所長	5 種
	食肉衛生検査所	所長	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4 種）
		次長	6 種
	農業改良普及センター	所長	3 種
		次長 支所長 支所次長	6 種
	家畜保健衛生所	所長	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4 種）
		次長 室長	6 種
	森づくりセンター	所長	1 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種又は 6 種）
		次長	3 種
		課長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、6 種）
		主幹	4 種
		技術主幹 事務所長	6 種
	土木現業所	所長	1 種
		副所長	2 種
		部長	3 種
		出張所長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
		企画調整室長 施設保全室長（人事委員会の定めるものに限る。）	4 種
		課長 主幹	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、4 種）
		主任技師 出張所次長 出張所主幹 出張所室長 出張所総合治水事務所長 出張所事務所長 ダム建設事務所長	5 種
	空港管理事務所	所長 次長	5 種
	東京事務所	所長 副所長	1 種
		課長 参事 支所長	2 種
		主幹	4 種
	道税事務所	所長	1 種
		副所長	2 種
		課長 主幹	4 種
	消防学校	校長	1 種
		教頭	2 種
		課長	4 種

	主任講師				
原子力環境センター	所長	2 種			
	次長	4 種			
環境科学研究センター	所長	1 種			
	副所長	2 種			
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）			
	総務課長	5 種			
苫小牧地方環境監視センター	所長	3 種			
	次長	5 種			
野幌森林公園事務所	所長	2 種			
	次長	4 種			
開拓記念館	副館長	1 種			
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）			
	総務課長	5 種			
アイヌ民族文化研究センター	副所長	2 種			
女性相談援助センター	所長	2 種			
	課長	5 種			
道立病院	院長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）			
	副院長	3 種			
	事務長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）			
	総看護師長	4 種			
	庶務課長 診療部長 副総看護師長	5 種			
道立精神科病院	院長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）			
	副院長	3 種			
	事務長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）			
	総看護師長	4 種			
	庶務課長	5 種			
緑ヶ丘病院附属音更リハビリテーションセンター	所長	3 種			
衛生研究所	所長	1 種			
	副所長 感染症センター長	2 種			
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）			
	総務課長 企画情報室長	5 種			
衛生学院	学院長	1 種			
	課長 参事	2 種			
	課長補佐	4 種			
	総括教務主幹	5 種			
看護学院	学院長	2 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）			
	副学院長	5 種			
小児総合保健センター	所長	1 種			
	副所長	2 種			
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）			
	総務課長 総看護師長	5 種			
心身障害者総合相談所	所長	1 種			
	副所長	2 種			
	課長	4 種			

精神保健福祉センター	所長	2 種
	事務長 部長	3 種
身体障害者リハビリテーションセンター	所長	2 種
	企画調整課長	4 種
肢体不自由児総合療育センター	院長	2 種
	事務長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	副院長	3 種
	庶務課長 総看護師長	5 種
中央乳児院	院長	2 種
	事務長	4 種
	総務課長	5 種
向陽学院	院長	2 種
	庶務課長	5 種
大沼学園	園長	2 種
	庶務課長	5 種
計量検定所	所長	2 種
	副所長	4 種
	総務課長 主任技師	5 種
地質研究所	所長	1 種
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	総務課長	5 種
工業試験場	場長	1 種
	副場長 技術支援センター所長	2 種
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	技術支援センター副所長	3 種
	総務課長	5 種
食品加工研究センター	所長	1 種
	副所長	2 種
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	総務課長	5 種
札幌高等技術専門学校	学院長 副学院長	1 種
	次長	3 種
	課長	5 種
高等技術専門学校（札幌高等技術専門学校を除く。）	学院長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	次長	4 種
	課長	5 種
障害者職業能力開発校	校長	2 種
	次長	3 種
	課長	5 種
競馬事務所	所長	1 種
	次長	2 種
	課長	4 種
農業試験場	場長	1 種
	副場長 支場長 参事	2 種
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	企画情報室長 支場技術普及部長	3 種
	企画情報室長補佐	4 種
	副部長	5 種

	総務課長 主幹 支場主幹				部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）	
					支場長	3種	
					室長 支場次長	4種	
畜産試験場	場長	1種			漁業研修所	所長	1種
	副場長	2種				副所長	3種
	部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）				研修課長	5種
	総務課長	5種			林産試験場	場長	1種
花・野菜技術センター	場長	1種				副場長	2種
	部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）				部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）
	総務課長	5種				総務課長	5種
農業大学校	校長	1種			林業試験場	場長	1種
	副校長	2種				副場長	2種
	教務部長	3種				部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）
	研修室長 教務課長	4種				緑化樹センター副所長	3種
	総務課長 主任講師	5種				森林情報室長 総括普及指導員 支場長	4種
水産試験場	場長	1種				総務課長	5種
	副場長	2種			北方建築総合研究所	所長	1種
	部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）				副所長	2種
	企画情報室長 水産工学室長	3種				部長	3種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2種）
	総括普及指導員 船長	4種				研究参事 構造計算適合性判定センター部長	3種
	総務課長（人事委員会の定めるものに限る。） 企画情報室長補佐	5種				総務課長 企画指導室長	5種
水産孵化場	場長	1種			イ 教育委員会		
	副場長	2種					

組 織	職	区 分
本庁	部長 局長 局次長 教育指導監 新しい高校づくり推進室長	1 種
	課長 参事 医療参事	2 種
	室長	3 種
	主幹	4 種
	社会教育主幹 学芸主幹	5 種
教育局	局長	1 種
	指導主幹	2 種
	次長	3 種
	課長 主幹	4 種
実習船管理局	局長	2 種
	次長 船長	4 種
	実習管理監 機関長	5 種
教職員検診センター	所長	2 種
	副所長	3 種
	課長 総看護師長	5 種
生涯学習推進センター	副所長	1 種
	部長	3 種
	総務課長	5 種
図書館	館長 副館長	1 種

	部長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種）
	管理課長	5 種
近代美術館	副館長	1 種
	学芸副館長	2 種
	部長	3 種
	総務課長	5 種
美術館（近代美術館を除く。）	副館長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、5 種）
教育研究所	所長 副所長	1 種
	部長	3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
	庶務課長	5 種
教育研究所附属情報処理教育センター	センター長	3 種
理科教育センター	所長	2 種
	庶務課長	5 種
特別支援教育センター	所長	2 種
	副所長	3 種
	庶務課長	5 種
高等学校	校長	4 種
	教頭 事務長（人事委員会の定めるものに限る。）	5 種
中等教育学校	校長	4 種
	教頭 事務長	5 種
特別支援学校	校長	4 種
	教頭 事務長（人事委員会の定めるものに限る。）	5 種

中学校 小学校	校長	4 種
	教頭（人事委員会の定める ものに限る。）	5 種

ウ 警察

組 織	職	区 分
警察本部	参事官 組織犯罪対策局長 運転免許センター長	1 種
	課長 監察官室長 隊長（部に置かれる隊の長 に限る。） 科学捜査研究所長 監察官 理事官 総合企画官 組織犯罪対策官 災害対策官 管理官 参事	2 種
	次席 室長（課に置かれる室の長 に限る。） 音楽隊長 留置場長 訟務官 センター所長（課に置かれ るセンターの所長に限 る。） 科学捜査研究所副所長 運転免許試験場長	3 種
	首席指導官 指導官 調査官 副隊長（部に置かれる隊の 副隊長に限る。） 厚生監査官 通信指令官	4 種

	主任研究官 交通聴聞官	
警察学校	副校長	1 種
	部長	2 種
	部次長 課長 術科室長	3 種
	科長 次席 管財専門官	4 種
方面本部	参事官	1 種
	監察官室長 機動警察隊長	2 種
	課長	3 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、2 種）
	理事官 総務官 監察官	3 種
	次席 機動警察隊副隊長 指導官 調査官 留置管理官 監査室長 鉄道警察隊長 科学捜査研究室長 交通管制センター所長 交通機動隊長 運転免許試験場長	4 種
警察署	署長	2 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、1 種）
	副署長	3 種（人事委員会が別に定め る場合にあつては、2 種）
	次長（人事委員会の定める ものに限る。）	4 種

エ 議会

組 織	職	区 分
議会事務局	事務局長 事務局次長	1 種
	課長 秘書室長 参事	2 種
	速記室長	3 種
	主幹	4 種

オ 監査委員

組 織	職	区 分
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 室長 技術監査監	1 種
	課長	2 種
	主幹 監査主幹 技術主監	4 種

カ 人事委員会

組 織	職	区 分
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長	1 種
	課長	2 種
	主幹	4 種

キ 労働委員会

組 織	職	区 分
労働委員会事務局	事務局長	1 種
	課長 参事	2 種
	主幹	4 種

ク 海区漁業調整委員会

組 織	職	区 分
連合海区漁業調整 委員会事務局	事務局長	3 種
海区漁業調整委員 会事務局	事務局長	5 種
内水面漁場管理委 員会事務局	事務局長	5 種

別表第 2（第 3 条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
10 級	1 種	139,300円
9 級	1 種	130,300円（人事委員会が別に定める者にあつては、117,300円）
	2 種	104,200円
8 級	1 種	117,500円（人事委員会が別に定める者にあつては、105,700円）
	2 種	94,000円
	3 種	82,200円
7 級	2 種	88,500円
	3 種	77,400円
	4 種	66,400円
6 級	3 種	72,700円
	4 種	62,300円
	5 種	51,900円
	6 種	41,600円
5 級	4 種	59,500円
	5 種	49,600円
	6 種	39,700円
4 級	4 種	55,500円

	5 種	46,300円
	6 種	37,000円

イ 公安職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
9 級	1 種	119,700円（人事委員会が別に定める者にあつては、107,700円）
	2 種	95,700円
	3 種	83,800円
8 級	2 種	90,900円
	3 種	79,500円
	4 種	68,100円
7 級	3 種	78,200円
	4 種	67,100円
	5 種	55,900円
6 級	4 種	64,600円
	5 種	53,800円
5 級	4 種	61,000円
	5 種	50,800円

ウ 海事職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
5 級	3 種	81,100円
	4 種	69,500円
	5 種	57,900円
4 級	3 種	74,900円
	4 種	64,200円
	5 種	53,500円

エ 高等学校教育職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	3 種	79,600円
	4 種	68,300円（人事委員会が別に定める者にあつては、73,900円）
3 級	4 種	66,200円
	5 種	55,100円

オ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	3 種	76,700円
	4 種	65,800円（人事委員会が別に定める者にあつては、71,200円）
3 級	4 種	65,600円
	5 種	54,700円

カ 研究職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
5 級	1 種	129,300円（人事委員会が別に定める者にあつては、116,400円）
	2 種	103,400円
	3 種	90,500円
	4 種	77,600円
4 級	3 種	78,400円
	4 種	67,200円
	5 種	56,000円
3 級	4 種	60,900円
	5 種	50,800円

キ 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	1 種	137,700円（人事委員会が別に定める者に

		あつては、123,900円)
	2 種	110,100円
	3 種	96,400円
	4 種	82,600円
3 級	2 種	102,800円
	3 種	89,900円
	4 種	77,100円
	5 種	64,200円
2 級	3 種	83,500円
	4 種	71,600円
	5 種	59,700円

ク 医療職給料表⁽²⁾

職務の級	区 分	管理職手当の月額
7 級	2 種	87,600円
	3 種	76,700円
	4 種	65,700円
	5 種	54,800円
6 級	3 種	72,700円
	4 種	62,300円
	5 種	51,900円
	6 種	41,600円
5 級	3 種	68,700円
	4 種	58,900円
	5 種	49,100円
	6 種	39,300円

ケ 医療職給料表⁽³⁾

職務の級	区 分	管理職手当の月額
7 級	2 種	88,300円

6 級	2 種	86,700円
	3 種	75,800円
	4 種	65,000円
	5 種	54,200円
5 級	3 種	69,100円
	4 種	59,200円
	5 種	49,400円
4 級	4 種	53,700円
	5 種	44,800円

備考

- 別表第2の表中「高等学校教育職給料表」とは学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表⁽¹⁾を、「中学校及び小学校教育職給料表」とは同号イに規定する教育職給料表⁽²⁾及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表を、「医療職給料表⁽³⁾」とは道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表⁽³⁾(警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。)をいう。
- 別表第1に掲げる職にある職員のうち、この表に掲げられていない管理職手当の月額を定める特段の事情があると人事委員会が認めるものに支給する管理職手当の月額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。
 - (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の月額未満の額
 - (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の月額を超える額
 - (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の月額の区分があるときは、当該管理職手当の月額未満の額
 - (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の月額の区分があるときは、当該管理職手当の月額を超える額

別表第3(第3条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
------	-----	----------

10 級	1 種	133,600円
9 級	1 種	112,900円（人事委員会が別に定める者にあつては、101,600円）
	2 種	90,300円
8 級	1 種	99,800円（人事委員会が別に定める者にあつては、89,800円）
	2 種	79,800円
	3 種	69,800円
7 級	2 種	72,900円
	3 種	63,800円
	4 種	54,700円
6 級	3 種	56,200円
	4 種	48,200円
	5 種	40,100円
	6 種	32,100円
5 級	4 種	44,300円
	5 種	36,900円
	6 種	29,500円
4 級	4 種	41,900円
	5 種	34,900円
	6 種	27,900円

イ 公安職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
9 級	1 種	104,800円（人事委員会が別に定める者にあつては、94,300円）
	2 種	83,800円
	3 種	73,400円
8 級	2 種	77,300円
	3 種	67,600円

	4 種	57,900円
7 級	3 種	61,200円
	4 種	52,500円
	5 種	43,700円
6 級	4 種	48,800円
	5 種	40,700円
5 級	4 種	46,600円
	5 種	38,800円

ウ 海事職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
5 級	3 種	62,400円
	4 種	53,400円
	5 種	44,500円
4 級	3 種	57,100円
	4 種	49,000円
	5 種	40,800円

エ 高等学校教育職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	3 種	74,400円
	4 種	63,700円（人事委員会が別に定める者にあつては、69,000円）
3 級	4 種	51,900円
	5 種	43,200円

オ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	3 種	72,600円
	4 種	62,200円（人事委員会が別に定める者にあつては、67,400円）

3 級	4 種	50,800円
	5 種	42,400円

カ 研究職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
5 級	1 種	98,300円（人事委員会が別に定める者にあつては、88,500円）
	2 種	78,700円
	3 種	68,800円
	4 種	59,000円
4 級	3 種	58,300円
	4 種	49,900円
	5 種	41,600円
3 級	4 種	43,300円
	5 種	36,100円

キ 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	1 種	115,900円（人事委員会が別に定める者にあつては、104,300円）
	2 種	92,700円
	3 種	81,100円
	4 種	69,600円
3 級	2 種	78,100円
	3 種	68,400円
	4 種	58,600円
	5 種	48,800円
2 級	3 種	58,800円
	4 種	50,400円
	5 種	42,000円

ク 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	管理職手当の月額
7 級	2 種	74,600円
	3 種	65,300円
	4 種	56,000円
	5 種	46,600円
6 級	3 種	57,600円
	4 種	49,400円
	5 種	41,200円
	6 種	32,900円
5 級	3 種	50,300円
	4 種	43,100円
	5 種	35,900円
	6 種	28,700円

ケ 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	管理職手当の月額
7 級	2 種	75,800円
6 級	2 種	66,500円
	3 種	58,200円
	4 種	49,900円
	5 種	41,600円
5 級	3 種	51,500円
	4 種	44,200円
	5 種	36,800円
4 級	4 種	41,600円
	5 種	34,700円

備考 別表第2の備考の規定は、この表の適用について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第17条の2、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第10条の3（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第19条の2の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の管理職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第3条の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成23年3月31日までの間、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則による改正前の管理職手当に関する規則（以下「旧規則」という。）第2条に規定する別表中欄に掲げる職に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）又は旧区分より高い区分に相当する新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。） 同日に旧区分を適用したとしたならば旧規則第3条及び第4条の規定によりその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第4号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の区

分欄に掲げる区分を適用したとしたならば旧規則第3条及び第4条の規定によりその者が受けることとなる管理職手当の月額

- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分を適用したとしたならば旧規則第3条及び第4条の規定によりその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならば旧規則第3条及び第4条の規定によりその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じて旧規則第3条及び第4条の規定によりその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に道職員給与条例第10条の4第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等並びに学校職員給与条例第10条の2の2第2項に規定する学校職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める月額（平成20年3月31日までの特例）

- 4 附則別表左欄に掲げる職務の級に属する職員の平成20年3月31日までの間における新規則別表第2の規定の適用については、附則別表中欄に掲げる額は、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

附則別表

ア 行政職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
8 級	82,200円	75,200円
7 級	77,400円	70,800円
	66,400円	53,100円
6 級	72,700円	66,500円

	62,300円	49,900円
	51,900円	41,600円
	41,600円	33,200円
5 級	59,500円	47,600円
	49,600円	39,700円
	39,700円	31,700円
4 級	55,500円	44,400円
	46,300円	37,000円
	37,000円	29,600円

イ 公安職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
9 級	83,800円	76,600円
8 級	79,500円	72,700円
	68,100円	54,500円
7 級	78,200円	71,500円
	67,100円	53,600円
	55,900円	44,700円
6 級	64,600円	51,600円
	53,800円	43,000円
5 級	61,000円	48,800円
	50,800円	40,700円

ウ 海事職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	81,100円	74,100円
	69,500円	55,600円
	57,900円	46,300円

4 級	74,900円	68,500円
	64,200円	51,400円
	53,500円	42,800円

エ 高等学校教育職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	79,600円	72,800円
	68,300円	54,600円
	73,900円	63,700円
3 級	66,200円	52,900円
	55,100円	44,100円

オ 中学校及び小学校教育職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	76,700円	70,100円
	65,800円	52,600円
	71,200円	61,400円
3 級	65,600円	52,500円
	54,700円	43,700円

カ 研究職給料表

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
5 級	90,500円	82,800円
	77,600円	62,100円
4 級	78,400円	71,700円
	67,200円	53,700円
	56,000円	44,800円
3 級	60,900円	48,700円

	50,800円	40,600円
--	---------	---------

キ 医療職給料表(1)

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
4 級	96,400円	88,100円
	82,600円	66,100円
3 級	89,900円	82,200円
	77,100円	61,700円
	64,200円	51,400円
2 級	83,500円	76,400円
	71,600円	57,300円
	59,700円	47,700円

ク 医療職給料表(2)

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
7 級	76,700円	70,100円
	65,700円	52,600円
	54,800円	43,800円
6 級	72,700円	66,500円
	62,300円	49,900円
	51,900円	41,600円
	41,600円	33,200円
5 級	68,700円	62,800円
	58,900円	47,100円
	49,100円	39,300円
	39,300円	31,400円

ケ 医療職給料表(3)

職務の級	別表第2の管理職手当の月額欄に掲げる額	平成20年3月31日までの管理職手当の月額
6 級	75,800円	69,300円
	65,000円	52,000円
	54,200円	43,300円
5 級	69,100円	63,200円
	59,200円	47,400円
	49,400円	39,500円
4 級	53,700円	43,000円
	44,800円	35,800円

備考

附則別表の表中「高等学校教育職給料表」とは学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)を、「中学校及び小学校教育職給料表」とは同号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表を、「医療職給料表(3)」とは道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1128

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第26条の2中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「医療職給料表(3)」の次に「（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。以下同じ。）」を加え、同号を第6号とする。

別表第2 大学教育職給料表の部を削り、同表備考第1項中「大学教育職給料表とは、道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する給料表を、」を削り、「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第2号ア」に改め、「中学校及び小学校教育職給料表とは、」の次に「同号イ及び」を加える。

別記第2号様式中

配偶者以外の 認定扶養親族		①②中 加算措置 の対象と なる子	扶 養 手 当 の 月 額
配偶者 以外の 2人ま で ①	そ の 他 ②		
(人)	(人)	(人)	(円)

を

配偶者以外の 認定扶養親族	認定扶養親族中 加算措置の対象 となる子	扶 養 手 当 の 月 額
人	人	円
人	人	円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の給与の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている扶養手当認定簿の用紙がある場合においては、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1129

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-285)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「、札幌医科大学附属病院」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1130

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(北海道人事委員会規則7-404)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年北海道条例第34号」の次に「。以下「警察職員給与条例」という。」を加える。

第3条及び第4条を次のように改める。

(高等学校教育職給料表の適用範囲)

第3条 学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表⁽¹⁾(以下「高等学校教育職給料表」という。)は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手である職員に適用する。ただし、同号イに規定する教育職給料表⁽²⁾及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表(以下「中学校及び小学校教育職給料表」という。)の適用を受ける職員を除く。

2 高等学校教育職給料表の備考⁽²⁾に規定する人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。

(中学校及び小学校教育職給料表の適用範囲)

第4条 中学校及び小学校教育職給料表は、次の各号に掲げる職員に適用する。

(1) 中学校又は小学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師である職員

(2) 中等教育学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しない職員及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しない職員

2 中学校及び小学校教育職給料表の備考⁽²⁾に規定する人事委員会規則で定める職員は、前項に掲げる者のうちその職務の級が3級である者とする。

第6条を第5条とする。

第7条ただし書を削り、同条を第6条とする。

第8条ただし書を削り、同条第2号中「、競馬事務所又は札幌医科大学」を「又は競馬事

務所」に改め、同条を第7条とする。

第9条を次のように改める。

（医療職給料表⁽³⁾等の適用範囲）

第8条 医療職給料表⁽³⁾は、第6条に規定する機関又は施設に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員並びにこれらの職員と同等の職務に従事するものとして別に指定する職員に適用する。

2 医療職給料表（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表をいう。）は、北海道警察本部、北海道警察学校又は方面本部に勤務し、保健指導に従事する保健師である職員に適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1131

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、同条第13号中「第5条第1項第2号に規定する教育職給料表」を「第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表⁽¹⁾」に改め、同号を第12号とし、同条第14号中「市町村立学校職員給与条例」を「学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表⁽²⁾及び市町村立学校職員給与条例」に改め、同号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

⁽¹⁴⁾ 医療職給料表⁽³⁾ 道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表⁽³⁾（警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表を含む。）をいう。

第17条第1号中「教授、助教授、」を削る。

第19条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第34条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第37条中「大学教育職給料表又は」を削る。

別表第1アの表10級の項中「副出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1エの表を削る。

別表第1オの表を次のように改める。

エ 高等学校教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 高等学校又は中等教育学校の講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校又は中等教育学校の教諭、養護教諭、講師（任用の期限を付さないものに限る。）又は指導実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（任用の期限を付さないものに限る。）、指導実習助手又は専門寄宿舎指導員の職務
3 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教頭の職務
4 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

別表第1中「カ 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表」を「オ 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表」に、「キ 研究職給料表級別標準職務表」を「カ 研究職給料表級別標準職務表」に、「ク 医療職給料表⁽¹⁾級別標準職務表」を「キ 医療職給料表⁽¹⁾級別標準職務表」に改める。

別表第1ケの表中「ケ 医療職給料表⁽²⁾級別標準職務表」を「ク 医療職給料表⁽²⁾級別標準職務表」に、

「

6 級	1 札幌医科大学附属病院の副部長の職務 2 病院の特に困難な業務を処理する薬局長の職務 3 保健福祉事務所の特に困難な業務を処理する課長の職務 4 家畜保健衛生所の長又は困難な業務を処理する次長の職務
7 級	1 札幌医科大学附属病院の困難な業務を処理する副部長の職務 2 家畜保健衛生所の高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する長の職務

」

を

「

6 級	1 病院の特に困難な業務を処理する薬局長の職務 2 保健福祉事務所の特に困難な業務を処理する課長の職務 3 家畜保健衛生所の長又は困難な業務を処理する次長の職務
7 級	家畜保健衛生所の高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する長の職務

」

に改める。

別表第1コの表中「コ 医療職給料表(3)級別標準職務表」を「ケ 医療職給料表(3)級別標準職務表」に、

4	級	1 病院の総看護師長又は相当困難な業務を処理する看護師長の職務 2 病院の困難な業務を処理する主任看護師等の職務 3 病院の特に困難な業務を処理する主任准看護師の職務
5	級	1 札幌医科大学附属病院看護部副部長の職務 2 病院の相当困難な業務を処理する総看護師長の職務 3 病院の困難な業務を処理する看護師長の職務 4 病院の特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務 5 病院の極めて困難な業務を処理する主任准看護師の職務
6	級	1 札幌医科大学附属病院の看護部の部長又は困難な業務を処理する副部長の職務 2 病院の特に困難な業務を処理する総看護師長の職務
7	級	札幌医科大学附属病院の困難な業務を処理する看護部長の職務

を

4	級	1 病院の相当困難な業務を処理する看護師長の職務 2 病院の困難な業務を処理する主任看護師等の職務 3 病院の特に困難な業務を処理する主任准看護師の職務
5	級	1 病院の総看護師長の職務 2 病院の困難な業務を処理する看護師長の職務 3 病院の特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務 4 病院の極めて困難な業務を処理する主任准看護師の職務
6	級	病院の相当困難な業務を処理する総看護師長の職務
7	級	別に定める

に改める。

別表第2エの表を削る。

別表第2中「オ 高等学校教育職給料表級別資格基準表」を「エ 高等学校教育職給料表級別資格基準表」に、「カ 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表」を「オ 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表」に、「キ 研究職給料表級別資格基準表」を「カ 研究職給料表級別資格基準表」に、「ク 医療職給料表(1)級別資格基準表」を「キ 医療職給料表(1)級別資格基準表」に、「ケ 医療職給料表(2)級別資格基準表」を「ク 医療職給料表(2)級別資格基準表」に、「コ 医療職給料表(3)級別資格基準表」を「ケ 医療職給料表(3)級別資格基準表」に改める。

別表第3学歴免許等の資格欄中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学

校」に改める。

別表第6エの表を削る。

別表第6中「オ 高等学校教育職給料表初任給基準表」を「エ 高等学校教育職給料表初任給基準表」に、「カ 中学校及び小学校教育職給料表初任給基準表」を「オ 中学校及び小学校教育職給料表初任給基準表」に、「キ 研究職給料表初任給基準表」を「カ 研究職給料表初任給基準表」に、「ク 医療職給料表(1)初任給基準表」を「キ 医療職給料表(1)初任給基準表」に、「ケ 医療職給料表(2)初任給基準表」を「ク 医療職給料表(2)初任給基準表」に、「コ 医療職給料表(3)初任給基準表」を「ケ 医療職給料表(3)初任給基準表」に改める。

別表第7エの表を削る。

別表第7中「オ 高等学校教育職給料表昇格時号俸対応表」を「エ 高等学校教育職給料表昇格時号俸対応表」に、「カ 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号俸対応表」を「オ 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号俸対応表」に、「キ 研究職給料表昇格時号俸対応表」を「カ 研究職給料表昇格時号俸対応表」に、「ク 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表」を「キ 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表」に、「ケ 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表」を「ク 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表」に、「コ 医療職給料表(3)昇格時号俸対応表」を「ケ 医療職給料表(3)昇格時号俸対応表」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1132

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校」に改める。

第3条第1号中「中学校」を「中等教育学校の前期課程に勤務する職員（学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。）及び中学校」に改め、「、職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号俸とし、」を削り、同条第2号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「中等教育学校の前期課程に勤務する職員（前号に掲げる職員を除く。）及び特別支援学校」に改め、同条第3号中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校」

を「、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校」に改め、同条第6号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第1備考中「とは、」の次に「学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び」を加える。

別表第2備考中「第5条第1項第2号に規定する教育職給料表」を「第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1133

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「別表中欄」を「別表第1」に、「を占める」を「にある」に、「の占める」を「の」に、「別表右欄に掲げる」を「第2条第2項の規定による」に改め、同号ウ中「8,000円」を「8,500円」に改め、同号エ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同号オ中「4,000円」を「6,000円」に改め、同項第2号ウ中「8,000円」を「8,500円」に改め、同号エ中「6,000円」を「7,000円」に改め、同項第3号ウ中「8,000円」を「8,500円」に改め、同号エ中「6,000円」を「7,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第1項の規定の適用については、附則別表左欄に掲げる額は、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

附則別表

新規則第2条第1項に規定する管理職員特別勤務手当の額	平成20年3月31日までの管理職員特別勤務手当の額
8,500円	8,000円

7,000円	6,000円
6,000円	4,000円

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1134

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

（2）平成18年改正条例 道職員改正条例、学校職員改正条例又は警察職員改正条例をいう。

第2条第7号中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改める。

第3条の見出し中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改め、同条中「改正条例附則第8項の」を「平成18年改正条例附則第8項の職員から除くこととする」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

改正後の学校職員改正条例附則第8項の給料月額に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額（以下「教職調整額」という。）を加えた額とする人事委員会規則で定める学校職員は、切替日の前日から引き続き北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）別表第2又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）別表の適用を受ける職員（同日において教職調整額を支給されていた職員に限る。）のうち、切替日以降に職務の級が3級又は4級に昇格する者で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額と教職調整額との合計額に達しないこととなる職員とする。

第4条の見出し及び同条第1項中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改め、同項第1号中「給料月額」の次に「（前条第1項に定める職員に該当する者については教職調整額を加えた額。）」を加え、同項第2号中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改め、「給料月額」の次に「（前条第1項に定める職員に該当する者については教職調整額を加えた額。）」を加え、同項第3号中「給料月額」の次に「（前条第1項に定める職員に該当する者については教職調整額を加えた額。）」を加え、同項第4号中「改正条例」を「平成18年改正条例」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、「（昭和27年北海道条例第78号）」及び「（昭和27年北海道条例第79号）」を削り、同条第2項中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改める。

第5条見出し中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改め、同条第1項中「受けることとなる給料月額」の次に「（第3条第1項に定める職員に該当する者については教職調整額を加えた額。）」を加え、「改正条例」を「平成18年改正条例」に改め、同条第2項中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改める。

第6条中「改正条例」を「平成18年改正条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1135

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の11」を「100分の12」に改める。

附則第5項中「別表第5の医療職給料表」を「別表第4の医療職給料表」に改める。

附則別表支給割合の欄中「100分の13」を「100分の14」に、「100分の11」を「100分の12」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

医療職給料表の適用を受けることとなる警察職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1136

医療職給料表の適用を受けることとなる警察職員の給料の切替えに関する規則

（目的）

第1条 この規則は、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第37号）附則第2項の規定に基づき医療職給料表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替えに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務の級及び号俸の切替え）

第2条 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において医療職給料表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級及び号俸は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条

例第75号）の適用を受ける職員が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）第26条及び第27条の規定の適用となる職員としてそれらの規定を適用した場合に決定される職務の級及び号俸とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-50

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項本庁の事項中「行政改革課の主幹（グループリーダーを除く。）」を「行政改革局の試験研究機関の運営に係る事務を担当する主幹 行政改革局の公立大学法人札幌医科大学への派遣職員の人事に係る事務を担当する主査 行政改革課の主幹（グループリーダーを除く。）」に、「大学改革推進室の主幹（グループリーダーを除く。） 大学改革推進室の大学の運営又は大学職員の給与その他の勤務条件に係る事務を担当する主査 職員監等」を「職員監等」に、「副出納長」を「会計管理者」に改め、同項北方建築総合研究所の事項中「副所長」を「副所長 センター長」に改め、同項中札幌医科大学の事項、札幌医科大学附属病院の事項、札幌医科大学附属総合情報センターの事項、札幌医科大学附属産学・地域連携センターの事項及び札幌医科大学医学部附属がん研究所の事項を削り、同表教育庁の項中青年の家の事項及び少年自然の家の事項を削り、同項特殊教育センターの事項中「特殊教育センター」を「特別支援教育センター」に改め、同項中

「

高等学校	校長 教頭 事務長	を
盲学校		
聾学校		
養護学校		

」

「

高等学校	校長 教頭 事務長	に改める。
中等教育学校		
特別支援学校		

」

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16-11

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人2007年F I S ノルディックスキー世界選手権札幌大会組織委員会」及び「財団法人北海道青少年育成協会」を削り、

「公立学校共済組合北海道支部」を

「公立学校共済組合北海道支部

公立大学法人札幌医科大学」に、

「社団法人北海道農業担い手育成センター」を

「社団法人北海道農業担い手育成センター

社団法人北海道貿易物産振興会」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第3号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

本文中「第6条、第7条、第8条及び第9条」を「第5条、第6条、第7条及び第8条」に改める。

第2項第7号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第3項第9号中「盲学校、ろう学校、養護学校」を「中等教育学校、特別支援学校」に改め、同号を第10号とし、同項第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 本庁の総務部行政改革局に勤務する獣医師又は栄養士である職員
第4項第5号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

北海道人事委員会告示第4号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から適用する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

石狩支庁管内の項中

「	石狩市厚田区望来	望来中学校	2	」及び
---	----------	-------	---	-----

「	当別町字蕨岱	蕨岱小学校	1	」を削
---	--------	-------	---	-----

り、渡島支庁管内の項中

「	八雲町栄浜	栄浜小学校	1	」を削
---	-------	-------	---	-----

り、檜山支庁管内の項中

「	江差町字朝日町	朝日小学校	1	」、
---	---------	-------	---	----

「	厚沢部町字清水	清水小学校	3	」、
	厚沢部町字清水	清水中学校	3	

「	今金町字花石	花石小学校	3	」及び
	今金町字金原	金原小学校	3	

「	今金町字田代	八束小学校	2	」を削
---	--------	-------	---	-----

り、後志支庁管内の項中

「	黒松内町字中ノ川	中ノ川小学校	2	」及び
	黒松内町字中ノ川	中ノ川中学校	2	

「	余市町豊丘町	豊丘小学校	1	」を削
---	--------	-------	---	-----

り、空知支庁管内の項中

「幌加内町字政和第二」 政和小学校 3 を削	「豊浦町字山梨」 山梨小学校 3
り、上川支庁管内の項中 「旭川市東旭川町米原」 旭川第一中学校 1 、	「豊浦町字新山梨」 新山梨小学校 2 及び
「旭川市神居町神居古潭」 旭川市神居町神居古潭 1 及び	「豊浦町字大岸」 大岸小学校鉦山分校 2
「旭川市神居町神居古潭」 神居古潭小学校 1	「洞爺湖町花和」 花和小学校 1 を削
「旭川市神居町神居古潭」 神居古潭中学校 1	り、十勝支庁管内の項中 「新得町字上佐幌基線」 佐幌小学校 1 、
「富良野市西達布市街」 樹海東小学校 2 を削	「広尾町字音調津」 音調津小学校 2 、
り、「樹海西小学校」を「樹海小学校」に改め、 「当麻町4412」 開明小学校 1 、	「広尾町字音調津」 音調津中学校 2
「上川町字東雲」 東雲小学校 1 及び	「広尾町字野塚9線」 野塚中学校 1 及び
「音威子府村字咲来」 咲来小学校 2 を削	「豊頃町茂岩栄町」 茂岩小学校 1 を削
り、留萌支庁管内の項中 「留萌市大字留萌村字幌糠」 幌糠中学校 1 、	り、釧路支庁管内の項中 「標茶町字上多和原野」 弥栄小学校 1 及び
「小平町字寧楽」 寧楽小学校 2 及び	「白糠町和天別」 河原小学校 2 を削
「天塩町字ウブシ」 北産士小学校 2 を削	「白糠町和天別」 河原中学校 2
り、宗谷支庁管内の項中 「稚内市大字抜海村字バツカイ」 抜海小学校 2 を削	り、根室支庁管内の項中 「根室市落石東」 根室市落石学校給食共同調理場 2 、
「稚内市大字抜海村字バツカイ」 抜海中学校 2	「根室市厚床2丁目」 根室市厚床学校給食共同調理場 2 及び
り、網走支庁管内の項中 「美幌町字豊幌」 上美幌小学校 1 及び	「根室市歯舞4丁目」 根室市歯舞学校給食共同調理場 1 を削
「津別町字上里」 上里小学校 3 を削	る。
り、胆振支庁管内の項中	北海道人事委員会告示第5号
	平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から適用する。 平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

檜山支庁管内の項中

「 | 江差町字田沢町 | 日明小学校 | 」を削

り、「水堀小学校」を「江差北小学校」に改め、胆振支庁管内の項中

「 | 登別市登別温泉町 | 登別温泉小学校 | 」を削

る。

北海道人事委員会告示第6号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から適用する。

平成19年3月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走支庁管内の項中「紋別南高等学校」を「紋別高等学校」に改める。